

第2回 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会議事概要

1. 日時 平成31年3月12日（火）
2. 場所 中央合同庁舎3号館9階海事局第5会議室
3. 議題
 - 1 船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会について
 - 2 第1回委員会における委員からの質問への回答
 - 3 船舶料理士及び司厨員に関するアンケート調査の結果について（貨物船事業者及び旅客船事業者）
 - 4 今後の方向性（案）
4. 委員 別紙のとおり
5. 議事の概要

○議題1：船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会について（資料1）

本検討会の議論のテーマについて以下の内容とすることを改めて確認しました。

- ・船舶料理士資格の効率的な取得のあり方
- ・船舶料理士及び司厨員の確保をはじめとする、船内供食環境の改善に向けた取組全般

○議題2：第1回委員会における委員からの質問への回答（資料2）

船舶料理士資格の配乗義務船の隻数及びおおよその必要人数について、配乗義務船隻数が計347隻であること、任意配乗船の隻数と予備員率を踏まえた必要人数が約1,263人であることを確認しました。

○議題3：船舶料理士及び司厨員に関するアンケート調査の結果について（貨物船事業者及び旅客船事業者）（資料3、4）

船舶料理士及び司厨員の確保、育成等の観点から貨物船事業者及び旅客船事業者に対して実施したアンケートについて、計145事業者から得られたアンケートデータを報告しました。

○議題4：今後の方向性（案）（資料5）

（1）船舶料理士試験の学科及び実技試験について

学科及び実技試験は存続させるべきことについて確認しました。なお、実技試験の内容については、実技講習の受講に替える選択肢も含め、引き続き検討することとなりました。

（2）船舶料理士試験受験に必要な1年間の船内調理実務経験について

平成15年の船舶料理士資格制度検討委員会において報告された12月の船内調理実務経験について、求められる根拠や求められる内容が現在でも変更していないか、また、代替し得る手法の有無も含めて引き続き検討することとなりました。

（3）調理師資格受有者の船舶料理士資格認定に必要な3月等の船内調理経験について

調理師資格は、陸上の飲食店等における2年以上の調理業務経験を踏まえ取得できる

点を踏まえ、3月等の船内調理経験と同等の効果がある短期講習の実施の可能性について引き続き検討することとなりました。

(4) 船舶料理士資格の年齢要件について

現行法で定められている年齢要件（20歳）について、18歳まで引き下げても実務上差し支えない点を踏まえ、民法の成年年齢引き下げを待つことなく、早期に引き下げることの可能性について今後検討することとなりました。

○今後のスケジュールについて

今回時間の制約により議論できなかった議題については、第3回検討会（4月頃予定）にて議論することとなりました。